

## 事業税の優遇措置について

県では、消防団を支える事業所の皆さんの理解と協力を得るため、4月から事業税の優遇措置を実施します。



### 適用税目と期間

- ▷法人事業税…平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度
- ▷個人事業税…平成29年度、30年度（平成28年、29年の所得に対して課税）

### 優遇措置の内容

- 事業税額の2分の1に相当する額を控除（限度額100万円）
- ただし、全従業員の1割以上が消防団員である場合は、限度額200万円
- 対象** 基準日において、次の要件を全て満たす法人（資本金もしくは出資金が1億円以下）または個人
  - ▷県内にある事業所などの全てが、「消防団協力事業所表示制度」の表示証の交付を受けていること
  - ▷県内の事業所などの従業員の中に消防団員が1人以上いること
  - ▷消防団活動について配慮した規定（就業規則など）を整備していること

### 基準日・申請期間

区分	基準日	申請期間
法人	各事業年度の終了日	基準日から1カ月以内
個人	12月31日	基準日から事業税の申告期限（3月15日）まで

※申請期間に申請がない場合は、その事業年度の優遇措置が受けられません。

## 問い合わせ・申請方法

- ▷消防団協力事業所表示証の交付について…市消防本部警防課（☎0041）  
市消防本部にある申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページトップページ≫土岐市消防本部≫申請書届出様式からもダウンロードできます。
- ▷事業税の優遇措置について…県危機管理部消防課（☎058-272-1122）  
詳しくは、県ホームページをご覧ください。

岐阜県消防団 支援減税

## 消防団協力事業所表示制度とは

消防団協力事業所表示制度とは、事業所の消防団活動への協力が、社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

「消防団協力事業所」として認定を受けた事業所には、市から「消防団協力事業所表示証」が交付されます。表示証（縦30cm、横21cmのプラスチック製）は社屋に掲示することができるほか、表示証のマークを自社のホームページなどで広く公表することができます。

また、協力事業所のうち要件を満たす事業所は、4月より実施される「事業税の優遇措置」（次ページ参照）を受けることができます。

該当する事業所の方は、ぜひ申請をご検討ください。

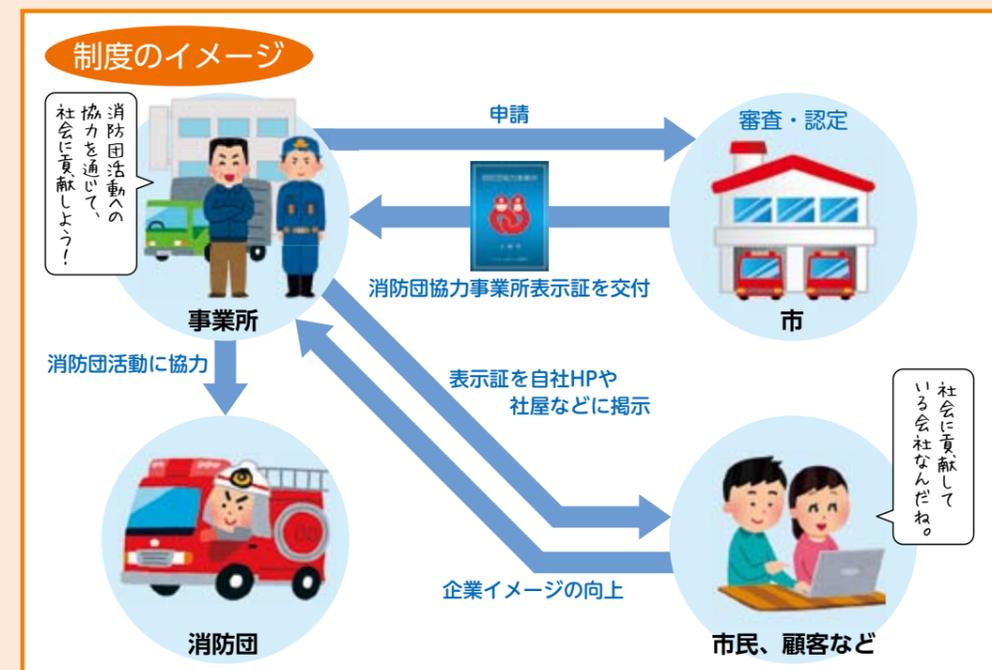


消防団協力事業所表示証

## 協力事業所となるための認定基準

### 対象

- 次の3つの要件のうち、1つでも該当がある場合、表示証の交付を受けることができます。
- ▷従業員の中に消防団員が1人以上いること
- ▷災害時などに事業所の資機材を消防団に提供するなど協力をしていること
- ▷地域の消防防災体制の充実・強化に貢献していると特に認められること



# 土岐市消防団協力事業所表示制度

市では、消防団員の確保対策の一環として、市が消防団活動に協力している事業所を認定する「土岐市消防団協力事業所表示制度」を昨年12月に制定しました。

問 市消防本部警防課（☎0041）

## 消防団活動にご協力を

消防団の活動にご協力ください

団員の確保が難しくなっている現在、団員の皆さんはもとより家族や会社など、団員を取り巻く皆さんの消防団活動への理解と協力が必要です。消防団を運営するための環境づくりに皆さんのご協力をお願いします。

**消防団に入団するには？**  
18歳以上で、市内在住・在勤・在学の方が対象です。

入団を希望する方は、地域の消防団またはお近くの消防署まで問い合わせください。

**団員募集中**